

鳴門市子ども食堂物価高騰対策お米配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂に対し、白米を現物で支給することにより、子ども食堂運営者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども食堂」とは、地域の子ども及びその保護者に対し、無料又は低額な料金で、食事を提供し、子ども一人でも入れる食堂（営利活動に該当するものを除く。）をいう。

2 この要綱において、「月1回開催」とは、子ども食堂の開催頻度が10ヶ月に8回以上あり、今後も開催が継続して見込まれることをいい、「月2回以上開催」とは、「月1回開催」のうち10ヶ月に19回以上開催することをいい、「不定期開催」とは、「月1回開催」の開催頻度を満たさないことをいう。

(支給の対象及び数量)

第3条 市長は、令和8年7月1日時点で徳島県ホームページの「徳島県「こども食堂」一覧」に掲載されており、かつ、鳴門市内で開催されている子ども食堂の運営者であって、白米の受領日以降、令和9年1月31日までに子ども食堂を1回以上開催し受領した白米を使い切る見込みがある子ども食堂の運営者に対して白米を支給する。

2 前項の規定による支給（以下「白米支給」という。）は、次の各号に掲げる開催頻度及び利用者数に応じ、当該各号に定める数量とする。

(1) 不定期開催	利用者総数 80 人以上	10 kg
(2) 月 1 回開催	利用者数 30 人未満	10 kg
(3) 月 1 回開催	利用者数 30 人以上 100 人未満	30 kg
(4) 月 1 回開催	利用者数 100 人以上	60 kg
(5) 月 2 回以上開催	利用者数 60 人未満	20 kg
(6) 月 2 回以上開催	利用者数 60 人以上 200 人未満	60 kg
(7) 月 2 回以上開催	利用者数 200 人以上	90 kg

3 前項第1号における利用者総数は、当該子ども食堂について、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施又は実施を予定している子ども食堂の総利用者数とする。

4 第2項第2号から第7号における利用者数は、当該子ども食堂について、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに実施又は実施を予定している子ども食堂の総利用者数を10で除した人数とする。

(支給の申請等)

第4条 白米支給を受けようとする子ども食堂運営者は、鳴門市子ども食堂物価高騰

対策お米配布事業申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、白米支給を適当と認めたときは鳴門市子ども食堂物価高騰対策お米配布事業承認通知書（様式第2号）により当該申請をした子ども食堂運営者に通知するものとする。

（受領及び使用状況の報告）

第5条 子ども食堂運営者への白米の引渡しは、市長が指定した場所で行うものとする。

- 2 白米は、10kgずつ分割して受領することができる。
- 3 市長が前条第2項による承認を行った後、子ども食堂運営者へ働きかけたにもかかわらず、令和9年1月31日までに子ども食堂運営者へ引渡しが出来ない場合は、当該引き渡しできなかった白米についての受領を放棄したものとみなす。
- 4 子ども食堂運営者は、受領した白米（次条第1項の規定により追加受給した白米がある場合は、当該追加受領の白米を含む。）の使用状況について、令和9年3月15日までに鳴門市子ども食堂物価高騰対策お米配布事業に係る白米使用状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（追加支給の対象及び数量）

第6条 市長は、第3条第2項第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する子ども食堂の運営者であって、令和8年12月31日までに支給された白米を既に使い切り、かつ、令和9年1月以降に子ども食堂を開催する予定の子ども食堂運営者に対して必要と認める場合には、予算の範囲内で追加の支給をすることができる。

- 2 追加の支給は、20kgを上限とする。

（追加支給の申請等）

第7条 前条の支給を受けようとする子ども食堂運営者は、鳴門市子ども食堂物価高騰対策お米配布事業追加支給申請書（様式第4号）を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、白米支給を適当と認めたときは鳴門市子ども食堂物価高騰対策お米配布事業追加支給承認通知書（様式第5号）により当該申請をした子ども食堂運営者に通知するものとする。

（追加支給白米の受領）

第8条 第5条第1項の規定は、追加の白米の引き渡しについて準用する。

- 2 追加支給の白米は、一括で受領するものとする。
- 3 第5条第3項の規定は、追加支給を受けた白米について準用する。この場合において「令和9年1月31日」とあるのは「令和9年2月19日」と読み替えることとする。

(売買、譲渡又は担保の禁止)

第9条 子ども食堂運営者は、第3条第1項及び第6条第1項の規定により支給された白米を売買の目的とし、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども食堂運営者に対する白米支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。